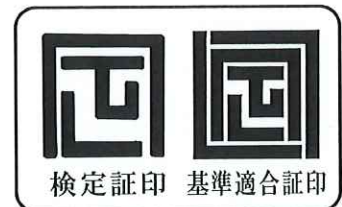


ハカリを使用される皆様へ

○新たにハカリを取引や証明に使う場合は、2年に1回の**定期検査**を受けなければならないというきまりがあります。**※計量法第16条、第19条**

~~~~【取引・証明に使用できる**はかりの条件**】~~~~

①「**検定証印**」又は「**基準適合証印**」  
が付与されている



②定期検査に合格すると「**定期検査  
済証印(合格シール)**」が貼付される



※家庭用はかり(ヘルスマーターやキッチンスケール等)  
を取引・証明に使うことは**できません**



**罰則規定** **※計量法第172条、第173条**

6ヶ月以下の**拘禁刑** / 50万以下の**罰金** という規定があります

お問い合わせは

北九州市総務市民局 **北九州市計量検査所**

TEL:093-592-2012

北九州市指定定期検査機関 (NPO) **北九州市計量士会**

TEL:093-592-3400